

岩手県告示第401号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、岩手県電子申請・届出サービスを利用して納付される使用料及び手数料の指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定納付受託者		指定年月日
名 称	住所又は事務所の所在地	
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和6年7月1日